

平成27年1月23日

平成27年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等

平成27年1月14日に閣議決定された「平成27年度税制改正の大綱」等  
に関連して、現段階における平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営  
に当たっての留意事項等について、別添のとおり地方団体に連絡しました。

自治税務局企画課

滝課長補佐、今道係長

代表 03-5253-5111 内 23512、23514

直通 03-5253-5658

FAX 03-5253-5659

事 務 連 絡  
平成27年1月23日

各都道府県税制担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市税制担当課  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課  
都道府県税課  
市町村税課  
固定資産税課

平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての  
留意事項等について

政府は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、消費税率（国・地方）10%（地方消費税率（消費税率換算）2.2%）への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することとし、「平成27年度税制改正の大綱」について平成27年1月14日に閣議決定したところであります。また、これに先立ち、「平成27年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成26年12月30日にとりまとめられたところであります。

現在、「平成27年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところでありますが、さしあたり現段階における平成27年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

## 第一 平成27年度地方税制改正

政府は、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率(国・地方)10%(地方消費税率(消費税率換算。以下同じ。)2.2%)への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することにあわせ、平成27年度地方税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするるとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の外形標準課税の拡大等、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

### 1 留意事項

平成27年度地方税制改正については、次の事項にご留意いただきたい。

#### (1) 消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更等

##### ① 消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)について、以下の措置を講ずることとしていること。

ア 平成27年10月1日に予定していた消費税率(国・地方)の10%(地方消費税率2.2%)への引上げ等の施行日を平成29年4月1日とすることとしていること。

イ 平成29年度における地方消費税額について、その19分の10(本則22分の10)を社会保障財源化分以外とし、その19分の9(本則22分の12)を社会保障財源化分とする経過措置を講ずることとしていること。

ウ 税制抜本改革法(地方)附則第19条第3項を削除することとしていること。なお、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号。以下「税制抜本改革法(国)」という。)附則第18条第3項についても、同様に削除することとしていること。

エ 消費税に係る地方交付税率について、平成27年度及び平成28年度は22.3%、平成29年度以降は19.5%とすることとしていること。

オ 国税の年度改正法案において、消費税率（国・地方）の10%（地方消費税率2.2%）への引上げの施行日を平成29年4月1日とすることにあわせ、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）の適用期限を平成30年9月30日まで1年半延長する等、関連する法令について、所要の措置を講ずることとしていること。

② 消費税率（国・地方）引上げ時期の変更に伴う対応

ア 住宅取得等に係る措置（住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長）

住宅借入金等特別税額控除の対象期間（現行：平成29年12月31日まで）を平成31年6月30日まで1年半延長することとしていること。

この措置による個人住民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填するものであること。

イ 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率（国・地方）10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされていること。

ウ 地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率（国・地方）10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされていること。

③ 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記されていること。

地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご留意いただきたいこと。

なお、平成27年4月から平成29年3月までの間においては、地方税法第72条の114（地方消費税の清算）、第72条の115（地方消費税の市町村に対する交付）及び第72条の116（地方消費税の使途）の規定により、引上げ分以外が「17分の10」、引上げ分が「17分の7」

となるものであること。

④ 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

消費税率（国・地方）の引上げ等の社会保障と税の一体改革に対する国民の一層の理解と協力を得るためには、改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、改革の趣旨、税制抜本改革法（地方）の内容等について地域住民への広報等を十分に行うなど、国と連携を図りつつ、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

⑤ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、消費税転嫁対策特別措置法第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率（国・地方）の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き適切に取り組んでいただく必要があること。

(2) 法人税改革

① 法人事業税等

ア 外形標準課税の拡大

資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大することとし、具体的には以下のとおり措置を講ずることとしていること。

(ア) 法人事業税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとすること。

	現行	改正案	
		平成27年度	平成28年度～
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%

資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年 800 万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注 1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平成 20 年法律第 25 号)適用後の税率。

(注 2) 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率(年 800 万円以下の所得に対する税率)の適用はない。

(イ) 地方法人特別税の税率の改正

資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとすること。

	現行	改正案	
		平成 27 年度	平成 28 年度～
地方法人特別税	67.4%	93.5%	152.6%

(ウ) (ア)及び(イ)の税率の改正は、二段階で行うこととしており、第一段階(各表中「平成 27 年度」)は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用し、第二段階(各表中「平成 28 年度～」)は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

また、(ア)に対応して、法人事業税の超過課税を行っている団体にあつては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても併せてご配慮いただきたいこと。

(エ) 付加価値割への所得拡大促進税制の導入

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減することとし、具体的には以下のとおりの措置を講ずることとしていること(国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例による。)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が次に掲げる率以上であるとき(※)は、その雇用者給与等支給

増加額に、雇用安定控除を反映した額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

- a 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 3%
- b 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 4%
- c 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 5%

(※) 次のいずれの要件も満たす場合に限る。

- ・ 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ・ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

(オ) 負担変動に対する配慮措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が40億円未満の法人について、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、当該負担増となる額を軽減することとし、具体的には以下のとおりの措置を講ずることとしていること。

- a 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成27年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、次の額をそれぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。
  - (a) 付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じた額。
  - (b) 付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額。
- b 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、次の額をそれぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。
  - (a) 付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じた額。
  - (b) 付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその

超える額に付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額。

イ 資本割の課税標準の見直し

現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

② 法人住民税

法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする（法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一する）こととし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

③ 今般、法人税において地方拠点強化税制の創設、欠損金の繰越控除制度の見直し、受取配当金益金不算入の見直し等の各種税制措置の創設・見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税、法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(3) 個人住民税

① 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、以下の措置を講ずることとしていること。

ア 特例控除額の拡充

特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充することとしていること。

イ 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、以下のような行為について自粛していただきたいこと。このことについては、特例控除額の拡充等を含む地方税の年度改正法案の成立後、改めて、大臣通知（技術的助言）により要請を行うことを予定していること。なお、返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当することについても留意すること。

(ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、当該返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為（下記）については、自粛していただきたいこと。

- ・ 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当



など)の表示

※ 各地方団体のHPや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供についても、同様に行わないようにすること。

(イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為(下記)については、自粛していただきたいこと。

- ・ 換金性の高いプリペイドカード等
- ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

ウ 申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設) 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設することとしていること。

(ア) 確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の地方団体が寄附者に代わって行うことを要請できることとする。

(イ) (ア)の申請を受けた寄附先の地方団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知することとする。

(ウ) この特例が適用される場合は、現行制度における地方団体に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除すること(特例控除額の上限は、アの措置を踏まえたものとする。)

(エ) 寄附者が確定申告を行った場合並びに5団体を超える地方団体に対する寄附を控除対象とする場合は、(ア)及び(イ)にかかわらず、当該特例は適用されないこととする。

エ アの改正は、平成28年度分以後の個人住民税について適用することとしていること。また、ウの改正は、平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用することとしていること。

② あわせて、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点にご留意いただきたいこと。

ア ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

イ 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の用途(寄附金の使用目的)について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

ウ 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報厳格に管理す

ること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

エ 各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

③ 政府では、平成27年1月9日に平成26年度補正予算（第1号）案を閣議決定し、ふるさと納税の手續簡素化及びPRを進めることとしていること。その一環として、郵便局で使用可能な払込取扱票を付けたリーフレットを作成し、各地方団体や官公署等に配布することを予定しており、これにより、寄附者が全国どこの郵便局からでも寄附者本人の手数料負担なしで対象団体に寄附ができるようになるとともに、払込取扱票の半券を受領書として確定申告時に使用できるようにすることとしていること。本事業は、ふるさと納税を行うことに対する利便性の向上を図り、以てふるさと納税の促進を図るものであるため、各地方団体においては、当該取組に積極的にご協力いただきたいこと。

④ 住宅借入金等特別税額控除の対象期間（現行：平成29年12月31日まで）を平成31年6月30日まで1年半延長することとしていること。

この措置による個人住民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填するものであること。（再掲）

⑤ 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、所得税において親族関係書類等の添付等が義務付けられることとあわせて、個人住民税においても、その適用を受ける者に対して、下記のとおり親族関係書類等の添付等を義務付けることとしていること。

ア 個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除若しくは障害者控除（以下「扶養控除等」という。）の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととしていること。ただし、下記イによりこれらの書類を提出し、又は提示した者については、これらの書類の添付又は提示を要しないものとするとしていること。

イ 所得税における給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出とあわせて個人住民税における給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者であって、日本国内に住所を有しない親族に係る非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を扶養親族申告書に添付し、又は扶養親族申告書の提出の際提示しなければならないものとするとしていること。

なお、ア及びイの改正は、平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成29年度分以後の個人住民税について適用す

ることとしていること。

(4) 車体課税

- ① 平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率（国・地方）10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされていること。（再掲）

なお、消費税率（国・地方）10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法（国）第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行うこととされていること。

- ② 自動車取得税におけるエコカー減税について、以下のとおり、対象車に係る基準を平成32年度燃費基準へ置き換えるとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長することとしていること。

ア 乗用車

対象車		内容
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	平成32年度燃費基準+20%達成	80%軽減
	平成32年度燃費基準+10%達成	
	平成32年度燃費基準達成	
	平成27年度燃費基準+10%達成	
	平成27年度燃費基準+5%達成	

（注1）ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。

（注2）ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

イ バス・トラック

【重量車】

ディーゼル車、ディーゼルハイブリッド車（車両総重量3.5t超）

対象車		内容
排ガス要件 （ポスト新長期規制）	燃費要件 （平成27年度燃費基準）	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）		非課税
NOx・PM+10%低減	+15%達成	
NOx・PM+10%低減	+10%達成	80%軽減
適合	+15%達成	

NOx・PM+10%低減	+5%達成	60%軽減
適合	+10%達成	
NOx・PM+10%低減	達成	40%軽減
適合	+5%	

(注) ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。

【中量車】 【軽量車】

重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス性能及び燃費性能に関する要件を満たすものについて、その達成割合に応じて軽減。

- ③ 自動車取得税における中古車特例については、これまでと同様にエコカー減税の要件を満たす中古車を対象とするとともに、取得価額からの控除額について見直しを行い、2年延長することとしていること。
- ④ 軽自動車税については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)を講ずることとしていること。

なお、本特例措置は、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例(軽課)とあわせて見直すこととしていること。

対象車		内容
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)		概ね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪:2,700円
ガソリン車・ ハイブリッド車	・乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪:5,400円
	・乗用車 平成32年度燃費基準達成 ・貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪:8,100円

(注1) ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。

(注2) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準

75%低減達成車(★★★★)に限る。

(注3) 軽自動車税は、賦課期日(4月1日)に取得されたものについては当該年度分の課税が行われるが、今回導入されることとなった軽自動車税のグリーン化特例(軽課)は、平成27年4月1日から平成28年3月31日に取得された軽四輪等に係る平成28年度分の軽自動車税に適用されることから、平成27年4月1日に取得された軽四輪等に係るグリーン化特例(軽課)については、平成27年度分ではなく、平成28年度分に適用されることに留意。

- ⑤ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)及び平成26年度地方税制改正において導入が決定されている経年車重課の実施に当たっては、各市区町村において、個車ごとに、軽自動車検査ファイルに記録されている情報(燃費性能等)を把握する必要があること。このことから、課税事務の適正化・合理化を図るため、自動車税の例に倣い、登録自動車の登録・検査情報を全都道府県に提供している地方公共団体情報システム機構において、全国軽自動車協会連合会から提供を受けた軽自動車の検査情報を全市区町村に提供する仕組み(軽自動車検査情報提供システム)を平成27年度中に構築し、平成28年度分の課税から利用できるよう準備を進めていただいているところであり、各市区町村におかれては、同機構が構築するシステムを活用されたいこと。

また、同機構においては、全市区町村への情報提供を前提として、全国軽自動車協会連合会の協力も得て、市区町村の負担を軽減する方策を講じながらシステム構築を行うこととしていること。そのシステムを通じた情報提供に要する各市区町村の負担等については、別途、同機構が通知する予定としていること。

なお、各市区町村における当該検査情報の取得に要する経費については、普通交付税の中で、その所要額を含めて措置される予定であること。

- ⑥ 二輪車に係る軽自動車税については、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第4号。以下「平成26年度改正法」という。)により、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、施行日を見直し、その適用開始時期を1年延期し、平成28年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとしていること。

(注) 小型特殊自動車の税率について、農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して軽自動車とは別に税率を定めている市区町村にあっては、平成26年度改正法における軽自動車税の標準税率の改正内容と均衡を失しないよう、それぞれの区分において見直しを行う必要がある旨通知していたところであるが、その施行日及び適用開始時期については、⑥の改正内容との均衡を考慮し、適切に対応していただきたいこと。

- (5) 固定資産税等

- ① 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題がある一方、現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であること等から、平成27年度から平成29年度までの間、条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとし、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めることとされていること。

また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することとしていること。

さらに、都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金においても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うこととしていること。

- ② 新幹線鉄道に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象路線に北海道新幹線を追加することとしていること。
- ③ 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ④ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずることとしていること。
- ⑤ 地方税法で定める特例措置の課税標準等の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置(以下「わがまち特例」という。)を、以下の固定資産税及び都市計画税の特例措置において導入することとしていること。
- ア 「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置(固定資産税・都市計画税)
- イ 管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)
- ウ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置(固定資産税)

## (6) 不動産取得税

- ① 住宅及び土地に係る不動産取得税の税率について、3%(本則4%)とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ② 宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準について、2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ③ 買取再販事業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合、不動産取得税の税額を減額する特例措置を創設することとしていること。
- ④ Jリートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象に物

流施設を追加した上、2年延長することとしていること。

- ⑤ 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するとともに、都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、地方税法で参酌すべき基準として定める軽減の程度を、当該都道府県の条例で定める軽減の程度とみなすこととする経過措置を講ずることとしていること。なお、不動産取得税について、今回初めてわがまち特例を導入することとなること。

(7) 地方消費税

- ① 地方消費税の清算基準について、以下のとおり見直しを行い、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしていること。

ア 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分（「サービス関連産業B」（「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。）及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。））に基づき定める額に変更することとしていること。

イ 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1：1から3：2に変更することとしていること。

- ② 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税が見直されることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずることとしていること。

(8) 軽油引取税

- ① 課税免除の特例措置について、以下のものを廃止し、その他のものは適用期限を3年延長することとしていること。

ア 海上保安庁の航路標識

イ 警察の電気通信設備

ウ 消防の電気通信設備

エ 陶磁器製造業

- ② 「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」（平成25年条約第1号）に基づき豪軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととする措置を講ずることとしていること。

(9) 狩猟税

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下のとおり特例措置を講ずることとしていること。

① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税（現行は通常の税率の2分の1）とすることとしていること。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とすることとしていること。

（注）②の改正は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用。

③ 狩猟者の登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の目的で、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1とすることとしていること。

なお、狩猟税は鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、狩猟税収の用途を明確にすること。

(10) 地方たばこ税

① 旧3級品の紙巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止することとしていること。なお、実施時期については、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で行うこととしていること。

・ 税率（1,000本当たり）の改正

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
	道府県たばこ税	市町村たばこ税		
現行	2,906円	411円	2,495円	2,906円
平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円
平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円
平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円
平成31年4月1日	6,122円	860円	5,262円	6,122円

② 税率の改正に伴い、税率引上げの施行日前に売渡し等が行われた旧3級品の紙巻たばこであって国のたばこ税の手持品課税の対象となるものを販売のために同日において所持している卸売販売業者等又は小売販売業者に対し、手持品課税を実施することとしていること。

③ あわせて、市町村たばこ税都道府県交付金制度に関する調整率を以下のとおり定めることとしていること。

ア 平成29年度 100分の101

イ 平成30年度 100分の101

ウ 平成31年度 100分の102

エ 平成32年度 100分の101

(11) 納税環境整備



① 地方税における猶予制度の見直し

地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、各地域の実情等に応じて条例で定めることができる仕組みとした上で、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど国税の昨年度の改正を踏まえた所要の見直しを行うこととしていること。

なお、以下の事項については、本制度の趣旨を踏まえつつ、地方団体の条例で定める必要があること。

ア 徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法

イ 申請による換価の猶予に係る申請期限

ウ 徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限

この見直しについては、条例の整備等のための準備期間の確保が必要となることを踏まえ、平成28年4月1日から施行することとしているので、条例改正等につき、適切に対処していただきたいこと。

② 還付加算金の起算日の見直し

所得税の申告に基因して個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定が行われた場合に生じる過納金に係る還付加算金の起算日を「還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日」とするなど、所得税の還付加算金の起算日と同様の扱いとすることとし、平成27年4月1日以後に還付のため支出を決定し又は充当する過納金に加算すべき還付加算金について適用することとしていること。

③ マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

「国税通則法」（昭和37年法律第66号）の見直しと同様に、内閣官房が次期通常国会に提出を予定している「高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」（仮称）において地方税法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課することとしていること。

（注）この改正は同法律案に規定する施行の日から適用される。

④ 地方税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

国税の見直しと同様に、納税者の利便性を高める取組みとして、地方税関係書類の保存に係るコスト削減等を図る観点から、平成27年9月30日以後に行う承認申請から、対象書類、業務処理後に保存を行う場合の要件、電子署名要件及び大きさ情報・カラー保存要件を見直すこととしていること。

⑤ 不申告加算金の不適用制度に係る申告書の提出期限の延長

国税通則法の見直しと同様に、申告期限後に申告書が提出された場合に

において、当該期限内に申告書を提出する意思があったと認められるものにつき不申告加算金を課さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を、法定の申告書の提出期限から1月以内（現行：2週間以内）に延長し、平成27年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用することとしていること。

⑥ 複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知

国税通則法の見直しと同様に、複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、総務省の職員が行うこれらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとし、平成27年7月1日以後に行う事前通知について適用することとしていること。

なお、国税の年度改正法案においては、税務職員が行う調査の事前通知につき同様の改正を行う予定であるが、地方団体の徴税吏員が行う調査については、平成23年度地方税制改正において、一律に義務付けを行わず、各地方団体において適切に対応することとしたところであり、国税の改正に留意しつつ、適切に対処すること。

## 2 今後の検討事項等

平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日自由民主党・公明党決定）においては、地方税制と関連する主な今後の検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 外形標準課税の更なる拡大等

大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(2) 働き方の選択に対して中立的な税制の構築

個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。

(3) 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

(4) 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の關係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

(5) 固定資産税（土地）に係る負担調整措置等

今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合には、商業地等の負担水準がばらつき、負担の不均衡が再拡大する等の問題が生じ、商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直しが必要となると考えられる。

また、農地に関しては、早期の宅地化を期して市街化区域に編入された農地の税負担が長期にわたって低い状態にとどまるため、長く市街化区域内で営農されている農地との間での不均衡等の課題も生じている。これについては、都市農業の振興に係る措置の検討と併せて、検討を進める必要がある。

これらを踏まえ、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。

(6) 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

(7) 個人住民税に係る出国時の譲渡所得課税の特例

個人住民税に係る（出国時における株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対する）譲渡所得課税の特例の導入について、引き続き検討を行う。

※ 所得税については、「国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、出国時における株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を創設する。」こととされている。

3 改正増減収、平成27年度の地方税収見込額等

- (1) 平成27年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として193億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを222億円の減

収、国の税制改正の影響に伴うものを29億円の増収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額として12億円の増収を見込んでいる。

- (2) 平成27年度の地方財政計画における地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、2兆4,821億円、7.1%の増の3兆7,627億円（道府県税にあつては16.2%の増、市町村税にあつては0.5%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.2%の増、法人税割7.2%の減、法人事業税29.3%の増、地方消費税51.7%の増、市町村民税のうち所得割1.1%の増、法人税割1.0%の増、固定資産税（交付金を除く。）0.1%の増となる見込みである。

この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、平成27年度の地方税収の見積りにあたっては、以下の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成27年度地方税制改正による法人事業税における外形標準課税の拡大（付加価値割及び資本割の税率引上げ並びに所得割の税率引下げ）については、その影響が平成28年度から本格的に生じるものであること。

また、平成26年度地方税制改正による法人住民税法人税割及び法人事業税における地方法人課税の偏在是正措置（法人住民税法人税割の税率引下げ並びに地方法人特別税・譲与税の規模縮小及び法人事業税への復元）については、その影響が平成27年度から本格的に生じるものであること。なお、その影響は平成28年度において平年度化すること。

- ② 平成27年度における地方消費税収は、消費税率（国・地方）8%（地方消費税率1.7%）への引上げの影響がほぼ平年度化することが予定されているが、譲渡割に係る中間申告納付が、直前の課税期間における確定申告額（旧税率で計算）で行われ、確定申告時に税率引上げ分を含めた差額が納付されることによる増収の影響があること。

また、平成27年1月末日及び平成28年1月末日が土日であるため、1月末日までに国に納付されるべき地方消費税の納期限が延長され、その一部は2月に納付されることとなるが、2月に納付された地方消費税の国から都道府県への払い込みは4月となる結果、平成26年度及び平成27年度の地方消費税収の一部がそれぞれ翌年度に繰り越されることに伴う増減収の影響があること。

- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆6,854億円（前年度比710億円、2.6%減）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,663億円（同45億円、1.7%減）、石油ガス譲与税100億円（前年度同額）、航空機燃料譲与税147億円（同2億円、1.4%増）、自動車重量譲与税2,585

億円（同 7 1 億円、2. 7 %減）、特別とん譲与税 1 2 5 億円（同 1 億円、0. 8 %減）及び地方法人特別譲与税 2 兆 1, 2 3 4 億円（同 5 9 5 億円、2. 7 %減）となっている。

## 第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやすくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納等の活用など納税者が税を納付しやすい納税環境について、費用対効果の観点も踏まえながら、各地域の実情等に応じてその整備を図るとともに、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

(2) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る地方税を賦課徴収する上で、軽減の程度を定める条例を制定することが必要であること。

また、わがまち特例については、国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにするという趣旨を踏まえ、特例措置が地域の実情に即し、適切な政策効果を発揮できるよう、各地方団体において十分に議論することが重要であること。

(3) 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）については、低所得者に与える負担の影響に鑑み、社会保障・税一体改革の枠組みの中で講ずる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、平成 2 6 年度に給付が実施されているところであること。加えて、今般、消費税率（国・地方）1 0 %への引上げ時期の変更に伴い、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の給付が実施される予定となっており、平成 2 7 年度予算政府案に所要の予算が計上されることとされていること。

この臨時福祉給付金（簡素な給付措置）における具体的な事務の取扱いは今後決定されることとなるが、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）が消費税率（国・地方）の引上げに伴うもので税務行政と極めて密接な関連性を有する事務であることなどから、各地方団体におかれては、「簡素な給付措置に係る税務情報の取扱い等について」（平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日付け自治税務

局市町村税課事務連絡)で通知している留意事項等も踏まえ、積極적으로協力いただきたいこと。

- (4) 平成27年度固定資産の評価替えに当たっては、平成26年6月26日付け総務省告示第217号及び平成26年11月28日付け総務省告示第421号により、土地の下落修正措置の延長や、家屋の再建築費評点基準表の改正など、必要な措置を講じたところであり、これを踏まえ、評価替えに係る事務が円滑に進められるよう、適切に対応されたいこと。

また、「東日本大震災により被災した家屋に係る修繕後の評価について」(平成26年8月6日付け自治税務局資産評価室長通知)により、東日本大震災による被災家屋について、簡易な評価方法を示しているところであり、参考とされたいこと。

- (5) 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- (6) 地方公営企業会計制度に係る見直しは、平成26年度から全面的に適用されたことに伴い、国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)の対象とされている「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)の適用を受けるものとされる事業に係る固定資産の市町村交付金の算定標準額となる帳簿価額が類似の固定資産に係る固定資産税の課税標準の基礎となる価格と著しく異なることとなる場合には、固定資産税における評価の基準に準じて算定した価格を市町村交付金の算定標準額の基礎とすべき価格として、「国有資産等所在市町村交付金法」(昭和31年法律第82号)第8条による通知又は同法第9条による申出ができるものであること。

- (7) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

- (8) 平成29年1月4日以後、地方税当局の申告書作成システムに係る端末を使用して電子情報処理組織により行う所得税等の申告については、地方団体の職員による本人確認を前提に、当該申告を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととしていること。

この措置により、自宅等からの本人による電子情報処理組織を使用した申告と同様、添付すべき書類の記載事項を入力して送信することで当該書類の添付を省略するとともに、作成された申告書については、電磁的記録のまま

国税当局に引き継ぐことが可能となるものであること。

- (9) 「eLTAX（エルタックス）」については、納税者の利便性向上、税務事務の効率化に資するものであり、平成25年11月に全ての市区町村において給与支払報告書等の電子的提出が受け付けられることとなったところであること。さらに、平成26年12月には事業所税の電子申告について対象となる全75市で受付が可能となるとともに、平成27年1月には、全1,718市町村中、法人市町村民税の電子申告については1,717市町村、固定資産税（償却資産）の電子申告については1,713市町村と、ほとんどの市町村で受け付けられるようになってきているところであること。

また、平成25年度における電子申告の利用率は、都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の申告については49.4%、市町村における法人市町村民税の申告については46.6%となっている一方で、固定資産税（償却資産）及び事業所税の申告については、それぞれ14.7%、7.6%となっている状況を踏まえ、事業所等におけるeLTAXの利用は、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、法人、個人事業主、税理士等への積極的なPRに努めるなどeLTAXの利用促進について、引き続き取り組んでいただきたいこと。

- (10) 社会保障・税番号制度の導入に当たっては、各地方団体において税務システムの改修の対応が必要となるところ、これに対して引き続き改修経費の3分の2に国庫補助を行うとともに、残りの地方負担分について地方交付税措置を講ずることとしていること。

各地方団体においては引き続き平成28年1月からの番号の利用開始及び平成29年7月の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始というスケジュールを踏まえ、必要な改修内容を十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。

- (11) 航空機燃料譲与税については、平成26年度地方税制改正において、着陸料割の譲与割合を2分の1（従来3分の1）、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（従来3分の2）としたところであるが、その際に激変緩和措置を講じており、平成27年度においては、着陸料割の譲与割合を9分の4（平成26年度は18分の7）、騒音世帯数割の譲与割合を9分の5（平成26年度は18分の11）としていること。